

香川県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領

1 目的

市町等が実施したがん検診の結果、要精密検査と判定された者への情報提供に資するため、届出制により香川県がん検診精密検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）名簿を作成・公表し、本県のがん検診の精度の向上を図る。

2 実施主体

香川県（以下「県」という。）

3 協力医療機関からの届出及び名簿の作成

- (1) 名簿への登載を希望する医療機関は、5の届出基準を満たす場合に、香川県各がん検診精密検査協力医療機関届出書（以下「届出書」という。（様式第1～5号））を県に毎年9月末日までに提出する。
- (2) 県は、提出された届出書を取りまとめ、香川県がん対策推進協議会各がん部会（以下「部会」という。）と協議の上、届出基準に基づき精査し、名簿を作成する。
- (3) 県は、協力医療機関の名簿を、保健所、市町及び検診団体に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

4 届出の更新

届出の更新は、原則として3年に1回実施することとし、更新手続きは3の名簿の作成手順に準じて行うものとする。

5 届出基準

協力医療機関の要件は次のとおりとし、届出基準を改正するときは、部会と協議の上、決定することとする。

(1) 胃がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
原則として、日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本医学放射線学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。
- ② 精密検査として、上部消化管内視鏡検査あるいはX線透視検査が実施できること。
- ③ 原則として、生検が可能であること。

(2) 子宮頸がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
- ② 精密検査を行うことができる双眼コルポスコープを有すること。
- ③ 原則として、HPV検査が可能であること。
- ④ 原則として、生検が可能であること。

(3) 肺がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医又は放射線診断専門医のいずれかの資格を持った医師が勤務していること。

- ② 精密検査として、高分解能CT検査が実施できること。

(4) 乳がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の認定を受けた医師が1名以上勤務していること。

- ② 精中機構の認定を受けた診療放射線技師が1名以上勤務していること。
- ③ 精密検査を行うことができる乳房用X線撮影装置及び乳房用超音波検査装置を有すること。
- ④ 細胞診（穿刺吸引細胞診を含む。）及び生検（針生検を含む。）が可能であり、実施後早期に結果が得られること。

(5) 大腸がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本医学放射線学会、日本大腸肛門病学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。

- ② 精密検査として、全大腸内視鏡検査が実施できること。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査が、十分な精度管理の下で実施できること。
- ③ 原則として、生検が可能であること。

(6) 各がん検診精密検査協力医療機関についての共通事項

- ① 発見されたがんに対する根治手術が実施できるなど、適切な治療体制が整備されていること。ただし、治療担当機関との連携体制が整備されている医療機関においてはこの限りではない。
- ② 原則として、生検について、自施設あるいは外部委託機関において診断及び検査のできる体制が整っていること。
- ③ 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町（検診受託機関）へ速やかに返送するなど市町の行う各がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて部会に報告されることについて了承すること。
- ④ 発見がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力すること。
- ⑤ 精密検査に携わる医師等が、関連の各種学会等に参加し、常にがん検診等に関する学術情報や知見を得るよう努めていることが望ましい。

6 協力医療機関名簿登載後の変更

協力医療機関は、届出書の内容に変更を生じた場合には、速やかに、香川県各がん検診精密検査協力医療機関変更届出書（様式第6号）を県に提出する。

7 協力医療機関の取消

- (1) 協力医療機関が、その業務を廃止又は名簿からの削除を希望する場合は、香川県がん検診精

密検査協力医療機関辞退届出書(様式第7号)を県に提出するものとし、県は届出に基づき協力医療機関を速やかに取り消すものとする。

(2) 県は、次の①又は②に該当するときには、部会と協議の上、協力医療機関を取り消すことができる。

① 協力医療機関の要件が満たされなくなったとき。

② その他、協力医療機関として不相当と認められるとき。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月25日から施行する。